

地震保険「建築年割引」の 確認資料となる 代表的な資料の ご案内



地震保険の**建築年割引(割引率10%)**の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

住宅を新たに建てられた場合や住宅を購入された場合などのケースに分け、確認資料となる代表的な資料についてご案内します。



- 🏠 住宅を建てられたお客さまへのご案内…………… 1 ページへ
- 🏠 住宅を購入されたお客さまへのご案内…………… 2 ページへ
- 🏠 住宅を借りられたお客さまへのご案内…………… 2 ページへ
- 🏠 その他の確認資料のご案内 …………… 裏表紙へ

建築年割引とは…

保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物で、所定の確認資料をご提出いただいた場合に地震保険に適用する割引です。

割引の適用にあたっては、公的機関等※が発行する建物登記簿謄本や確認済証など所定の確認資料をご提出いただき、新築年月を確認します。

※国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

4 その他の確認資料の代表例

前記①～③の資料がお客さまの手元にない場合でも、公的機関等から入手できる確認資料があります。

分類	入手先	確認資料となる代表例
建物登記簿謄本関係	登記所(法務局)	『登記事項証明書』 *インターネットを利用して取得することもできます。
建築確認書関係	市区町村等の地方公共団体	『建築確認申請(計画通知)台帳記載証明』 『建築確認証明書(建築物確認証明書)』
固定資産税関係	市区町村	固定資産税の『課税明細書』
公営住宅関係	地方公共団体	地方公共団体のホームページなどに掲載されている 『公営住宅一覧』



確認 ポイント

以下の確認ポイントが記載されていることをご確認ください。
確認ポイントが確認できる部分のご提出をお願いします。

- ① 所在地の記載があること
- ② 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できること
- ③ 公的機関等が発行もしくは受領・処理したことが確認できること

参考 建築年割引以外の地震保険割引

地震保険には建築年割引以外にも以下の割引がございます。適用にあたっては適用条件を満たす所定の確認資料をご提出いただきます。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(地震保険割引は、重複しての適用はできません。)

割引名称(割引率)	割引の適用条件	確認資料となる代表例
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	●「住宅性能評価書」 ●「共用部分検査・評価シート」 ●フラット35Sに関する「適合証明書」 ●「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ●長期優良住宅建築等計画に係る「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」
耐震等級割引 (10%・30%) ・50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	●「住宅性能証明書」 ●以下①と②の2つの書類のセット(①のみの場合、耐震等級割引(10%または30%)が適用されます。) ①「認定通知書」など長期優良住宅の認定書類 ②「設計内容説明書」など『免震建築物であること』または『耐震等級』が確認できる書類 ●「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎります。)
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書

●このチラシは地震保険割引のうち建築年割引の確認資料についての概要を説明したものです。地震保険割引の詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

ライフクラフト株式会社

〒132-0011

東京都江戸川区瑞江2-6-1 パールスカイビル7F

TEL: 03-5879-8839 / FAX: 03-5879-8188